

【河川】第4回高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会を開催しました！

(水防法の改正に伴う当協議会の法定協議会への改組)

平成30年6月11日(月)
高瀬川河川事務所

1. 概要

- 高瀬川で発生しうる大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国が連携して、減災のための目標を共有し、対策を一体的かつ計画的に推進するため、**H28年5月13日に減災対策協議会を設立**しています。
- 第4回協議会では、**水防法の改正に伴う当協議会の法定協議会への改組**、また、「逃がす・防ぐ・取り戻す」ための取組を進め、防災意識向上や被害最小化を図るため、関係機関が5ヶ年で取り組むべき内容を定めた「**地域の取組方針**」のフォローアップを実施しました。

2. 日時／実施状況

- ・日時：平成30年6月11日(月)
- ・場所：小川原湖交流センター「宝湖館」 1階多目的ホール
- ・出席者：七戸町(町長)、六戸町(町長代理：総務課長)、東北町(町長)、六ヶ所村(村長代理：副村長)、青森地方気象台(台長)、青森県 県土整備部(部長)、青森県 危機管理局(局長)、高瀬川河川事務所(所長)

関係機関 約30名が参加



議事内容

- ・(1)規約改正(法定協議会への改組)、(2)幹事会の報告の説明
⇒異議なし
 - ・(3)高瀬川の減災に係る取組方針(案)フォローアップの説明
⇒説明後に意見交換、出席委員からご発言
 - ・災害時の躊躇のない対応の必要性について、関係機関でその認識を共有
- ※「水害時の対応に係る市町村向けビデオ」の放映

3. 主な意見・コメント等

- ・異常気象が通常になってきている。
- ・災害時は躊躇しない対応が求められる。
- ・躊躇することのない組織作り、早めの対応が必要。空振りを恐れてはいけない。
- ・避難勧告の発令にあたり、他市町村の情報がほしい。
- ・躊躇しないための相談相手として、ホットラインや関係者と連携が有効である。
- ・水防団員は若い人が少なく、役場の職員を団員に加入させている。
- ・防災知識を持った人の育成として防災スペシャリストの研修会を予定している。
- ・県では「防災ハンドブック」を作成し、県内全戸へ配布予定(住民の基礎知識向上)。



七戸町長



東北町長



六戸町長(代理:総務課長)



六ヶ所村長(代理:副村長)



青森県県土整備部長



青森県危機管理局長



青森地方気象台長



高瀬川河川事務所長